



## 【注意事項および添付書類】

①埋葬料（費）の申請には、死亡に関する事業主の証明を受けてください。

●事業主の証明が受けられない場合（下記いずれか一つ）

- ・埋葬許可証の写し
- ・火葬許可証の写し
- ・死亡診断書の写し
- ・死体検案書の写し
- ・検視調書の写し
- ・亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本の写し
- ・住民票の写し

●被扶養者以外の家族が埋葬料を申請する場合

- ・住民票の写し（生計維持関係の確認できるもの）

亡くなった被保険者と別居している場合は、当組合にお問い合わせください。

②死亡した被保険者を、家族以外の方が埋葬を行った場合は、埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用が埋葬費として支給されます。

●埋葬費申請の場合

- ・埋葬に要した領収書
- ・埋葬に要した費用の明細書

③その他

●外傷の場合

- ・負傷原因回答票

●交通事故等第三者行為の場合

- ・第三者行為による傷病届